

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		改善命令等（ばい煙発生施設）
根拠条例・規則名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第14条第1項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>排出基準違反のばい煙を継続的に排出するおそれがあると認められるとき。</p> <p>一時使用停止命令については、緊急を要する等、現に生じ又は生ずると認める被害を改善又は防止する方法が一時使用停止以外にないとき。</p>
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成23年4月1日最終改正
備 考		